

## 朝来市図書館雑誌スポンサー募集要項

### 1 雑誌スポンサー募集の目的

朝来市図書館に配架する雑誌を広告媒体として、民間事業者等（以下「雑誌スポンサー」といいます。）に提供し、その事業活動を促進するとともに、新たな図書館資料を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

### 2 雑誌スポンサー制度の内容

広告を掲載する雑誌スポンサーが図書館用雑誌の購入代金を負担し、提供された雑誌を図書館に配架、閲覧に供します。提供された雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を掲載し、裏面には広告を掲載することができます。書架の雑誌名表示版にもスポンサー名を表示します。

提供された雑誌の配架位置は、図書館が決定します。また、提供された雑誌の所有権は図書館に帰属します。

### 3 雑誌スポンサー及び広告の対象

(1) 雑誌スポンサーになることができるのは、企業・商店・団体等（以下「事業者等」といいます。）で、個人は除きます。また、広告の内容が次のいずれかに該当するときは掲載できません。広告掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

- ①法令（条例及び規則等を含む。）の規定に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治活動、選挙運動、宗教活動、意見広告、個人又は法人の名刺広告に関するもの
- ⑤社会問題等について主義主張するもの
- ⑥公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑦暴力、詐欺等を行う者又はそのおそれがある者の利益になると認められるもの
- ⑧次に掲げる業種又は事業者に係るもの
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 項第 1 項各号に規定する営業に該当するもの
  - イ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号) 第 2 条第 1 項に規定する貸金業に該当するもの
  - ウ 市税等市の徴収金を滞納している者

(2) 上記に掲げるもののほか、広告の内容が、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれがある場合は、広告掲載の対象としません。

### 4 提供雑誌等

(1) 図書館が作成した、別紙「雑誌購入リスト」から雑誌スポンサーが選定します。しかし、雑誌スポンサーが希望する雑誌がある場合、図書館と協議することとします。

(2) 提供雑誌は複数選択することも可能です。

### 5 広告の規格等

(1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、雑誌スポンサーの名称等を表示し、表示の大きさは縦 8 センチメートル、横 13 センチメートル以内とします。貼付

位置は、最新号のカバー底辺より5～10センチメートル上部中央（雑誌の表紙の状況により、貼付位置を調整する場合があります。）です。

- (2) 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、A4版以下で最新号カバーに収まるサイズとし、雑誌スポンサーが作成した片面印刷のものを使用します。カバーへの貼付は、図書館が行います。
- (3) その他、広告の規格等については、別紙「仕様書」を参照してください。

## 6 募集期間

- (1) 申込は、随時受け付けます。

## 7 申込方法及び決定

- (1) 雑誌スポンサー制度の申込みをしようとする事業者等は、朝来市図書館雑誌スポンサー申込書（様式1号）に必要事項を記入し、広告原稿案を添付して提出するものとします。同一雑誌について複数の申込があったときは、朝来市広告掲載要綱第8条の規定（下記に記載）を準用します。
- (2) 前項の申込があったときは、朝来市広告掲載要綱及び市図書館雑誌スポンサー募集要項により内容審査し、広告掲載の可否の結果を朝来市図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式2号）により通知します。
- (3) 前項の規定により決定を受けた雑誌スポンサーが、広告内容を変更する場合は、朝来市図書館雑誌スポンサー広告内容変更申込書（様式第3号）及び広告図案を市長に提出しなければなりません。手続は（1）のとおりです。なお、広告の変更は、原則、1月に1回に限りできます。
- (4) 雑誌スポンサーが雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする2月前までに、雑誌の提供中止届（様式5号）により市長に提出してください。

## 8 覚書

雑誌スポンサーの広告主を決定したときは、市と覚書（様式4号）を締結します。

## 9 購読料の支払方法

- (1) 雑誌スポンサーは、上記4の提供雑誌等を、図書館が指定する納品業者から購入し、配架する図書館に納品します。購読料は、一括前払いとします。
- (2) 購読料は、当該雑誌発売日より早く図書館に納品される必要から図書館が指定する納品業者に雑誌スポンサーが直接支払います。
- (3) 振込手数料が発生する場合は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (4) 価格変動により過不足が生じた場合は、雑誌スポンサーと雑誌納入業者が協議し、年度末に精算してください。
- (5) 提供していただく雑誌が休刊等した場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を提出してもらいます。

## 10 広告掲載の取消等

下記に掲げる場合は、雑誌カバーへの広告掲載を取り消すことがあります。

- (1) 指定する期日までに広告を掲載する雑誌の購読料の支払いがない場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿の調整ができない場合
- (3) 広告主が雑誌提供中止届を提出したとき
- (4) その他、雑誌スポンサー制度の円滑な運営に支障があると認められるとき
- (5) 前1～4のいずれの場合においても、特別な理由がない限り、雑誌の年間購読料は返還しません。

## 1 1 広告掲載期間

- (1) 広告の掲載期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度途中からの場合は図書館が掲載を決定した月の翌月から3月31日とします。ただし、期間満了の2か月前までに、図書館又はスポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

翌年度以降も引き続きスポンサーとなる場合には、当該年度当初に、1年分の購読料を、一括前払していただきます。

## 1 2 雑誌スポンサーの責務

- (1) スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。  
(2) 第三者から、掲載された広告に関連して損害を被った旨の請求がされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとします。  
(3) スポンサーは、広告掲載の権利を第三者に譲渡できません。

## 1 3 その他

記入された個人情報、朝来市個人情報保護条例に基づき、雑誌スポンサー制度を運用する場合のみに使用します。

### 【提出先】

〒669-5213 朝来市和田山町玉置861番地

朝来市和田山図書館

※持参の場合、和田山図書館開館日（月曜日、年末年始は休館日）

午前10時～午後6時の間にお越しく下さい

### 《申込・問い合わせ先》

〒669-5213 朝来市和田山町玉置861番地

朝来市和田山図書館

雑誌スポンサー制度担当

TEL 079-672-1700

Fax 079-672-1733

mail : wadayama-toshokan@city.asago.lg.jp

### ○朝来市広告掲載要綱

（広告掲載の申込みが重複した場合の調整）

第8条 市長は、広告掲載の申込み（第3条各号に該当するものを除く。）が募集枠数を超えてあったときは、次の各号に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
  - (2) 公共的性格を有する事業者で、市内に事業所等を有するもの
  - (3) 前2号に掲げるもの以外の事業者で、市内に事業所等を有するもの
  - (4) 前3号に掲げるもの以外のもの
- 2 前項の規定により決定される順位が同じ場合は、掲載を希望する期間の長いものを優先する。
- 3 前2項の規定によっても順位が決定できないときは、抽選によりこれを決定する。